相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字追舘五八番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　橋本　寿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
青森県八戸市根城九丁目一九番一一号
事務所　青森県八戸市根城九丁目一九番九号　浅石法律事務所
相続財産管理人　弁護士　浅石　晴代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字大和沢字沢田六九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　櫻庭　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
青森市長島二丁目二五番一号　太陽生命青森ビル七階　竹中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹中　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市椎津一〇四二番地二、最後の住所千葉県市原市椎津一〇四二番地の二
被相続人　亡　中嶋　等

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
事務所千葉市中央区中央四―八―八　日進ビル四階　千葉マリン法律事務所
相続財産管理人　弁護士　拝師　徳彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市戸塚区上倉田町九五七番地、最後の住所横浜市戸塚区上倉田町二〇〇〇番地三二
被相続人　亡　渡邊　一義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
神奈川県藤沢市高倉五七三番地の一七
相続財産管理人　酒井　量三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市栄区公田町七四〇番地、最後の住所横浜市栄区公田町七四〇番地八棟一〇五号
被相続人　亡　内田八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
横浜市中区日本大通一八ＫＲＣビルディング三〇七号室
相続財産管理人　弁護士　本間　春代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市穀町七一番地、最後の住所新潟県加茂市穀町九番八号
被相続人　亡　藤田　正弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
事務所新潟県三条市東三条一丁目五番一号　川商ビル二階
相続財産管理人弁護士　片桐　敏榮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県不破郡垂井町栗原一六一五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　磯木　菊藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
事務所岐阜県大垣市室町二丁目二五番地　弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所
相続財産管理人　弁護士　笹田　参三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市守山区幸心三丁目五一五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　市原　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
名古屋市中村区則武一丁目一〇番六号側島ノリタケビル二階名古屋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　孝規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市高津町西地一一番地、最後の住所大阪府東大阪市永和一丁目五番一三号
被相続人　亡　大槻　政則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
京都府綾部市若松町三三番地
相続財産管理人　粟賀　保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市友井一丁目一〇番、最後の住所大阪府東大阪市友井一丁目一〇番一九号
被相続人　亡　山尾　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
事務所大阪市北区西天満四丁目七番一号北ビル一号館六〇四
相続財産管理人弁護士　尹　英和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市古二階町一四六番地、最後の住所兵庫県姫路市城東町竹之門六番地ライフサポートひめじ　被相続人　亡　多田　ちよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
兵庫県高砂市伊保崎一丁目一五番四号、事務所兵庫県高砂市荒井町若宮町二番七号
相続財産管理人　司法書士　助永　嘉伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市三反田町二丁目二九番地三、最後の住所兵庫県尼崎市富松町三丁目二四番二―四〇三号　被相続人　亡　近藤　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月八日
鳥取市西品治二九五番地ペイブコートＢ一〇一
相続財産管理人　本郷　貴大

第31期決算公告　平成22年9月8日

埼玉県和光市白子二丁目24番24号
和光パークファミリア102
明代商事株式会社
代表取締役　宇田川暉雄

貸借対照表の要旨（平成22年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,584
	固定資産	53,907
	合計	83,491
負債及び純資産の部	流動負債	870
	株主資本	82,621
	資本金	90,000
	利益剰余金	△7,378
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	△10,378
	（うち当期純損失）	(266)
	合計	83,491